

第 7 3 7 号
平成27年12月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	37	1
訓令甲	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	7	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	356	3
・放置自転車等の保管について	357	3
・放置自転車等の保管について	358	4
・放置自転車等の保管について	359	4
・放置自転車等の保管について	360	4
・公営企業の業務状況の報告について	361	5
・放置自転車等の保管について	362	22
・公示送達について	363	22
・放置自転車等の保管について	364	22
・放置自転車等の保管について	365	23
・放置自転車等の保管について	366	23
・放置自転車等の保管について	367	24
・放置自転車等の保管について	368	24
・抑留犬の公示について	369	24
・放置自転車等の保管について	370	25
・放置自転車等の保管について	371	25
・公示送達について	372	26
・公示送達について	373	26
・放置自転車等の保管について	374	26
・違反広告物の保管について	375	27
・放置自転車等の保管について	376	27
・放置自転車等の保管について	377	27
・放置自転車等の保管について	378	28
・平成 27 年第 4 回天理市議会定例会の招集について	379	28
・放置自転車等の保管について	380	28

・放置自転車等の保管について	381	29
・放置自転車等の保管について	382	29
・放置自転車等の保管について	383	29
・放置自転車等の保管について	384	30
・公示送達について	385	30
・放置自転車等の保管について	386	31
・放置自転車等の保管について	387	31
公 告	番号	頁数
・天理農業振興地域整備計画案の縦覧について	36	31
・農用地利用集積計画について	37	31
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	16	32
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	12	32
選挙管理委員会	番号	頁数
・直接請求に必要な人数について	47	32
公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	13	33
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	14	33
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	15	33
・天理市指定下水道工事店の廃止について【公告】	37	33
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	38	34
・一般競争入札について【公告】	39	34
・平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	40	37

規 則

(平成27年11月30日掲示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第37号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条環境経済部の項を次のように改める。

環境経済部

環境政策課 環境対策係 環境企画係

農林課 農林係 耕地係

産業振興課 にぎわい創造係

産業競争力強化室 産業競争力強化係

建設企画課 建設企画係

環境クリーンセンター

業務課 管理係 施設整備係 業務係

第25条の2を次のように改める。

（建設企画課の事務）

第25条の2 建設企画課の事務分掌は、次のとおりとする。

建設企画係

- （1）一般廃棄物処理施設の整備計画の策定及び実施に関すること。
- （2）一部事務組合設立に関すること。
- （3）一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- （4）家庭ごみ有料化実施に係る調査、研究及び企画に関すること。

第25条の4を削る。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

訓令甲

（平成27年11月30日揭示済）

天理市訓令甲第7号

天理市事務処理規程（昭和40年1月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年11月30日

天理市長 並 河 健

別表1備考を次のように改める。

備考 規則第2条に規定する室、まちづくり事業課工務係及び建設企画課における一部事務組合設立の事務（以下「建設企画課組合設立事務」という。）を担当する課長を置く場合にあっては、当該室、まちづくり事業課工務係及び建設企画課組合設立事務に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。

別表2中産業振興課の項の次に次のように加える。

建設企画課	一般廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設整備計画の立案及び調整に関すること。	一般廃棄物処理施設整備計画に係る資料の収集及び作成に関すること。
	一部事務組合設立	一部事務組合設立に係る立案及び調整に関すること。	一部事務組合設立に係る資料の収集及び作成に関すること。
	一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画の企画及び調整に関すること。	一般廃棄物基本計画に係る資料の収集及び作成に関すること。
	家庭ごみ有料化	家庭ごみ有料化実施に係る企画及び調整に関すること。	家庭ごみ有料化実施に係る調査及び研究に関すること。

別表2備考を次のように改める。

備考 規則第2条に規定する室、まちづくり事業課工務係及び建設企画課組合設立事務を担当する課長を置く場合にあっては、当該室、まちづくり事業課工務係及び建設企画課組合設立事務に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。

別表3中建設企画課の項を削る。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

告 示

(平成27年11月6日 揭示済)

天理市告示第356号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年11月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年11月6日から平成28年1月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年11月9日 揭示済)

天理市告示第357号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年11月9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年11月9日から平成28年1月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年11月9日 掲示済)

天理市告示第358号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年11月9日

3 移動対象区域

天理市丹波市町202番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年11月9日から平成28年1月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年11月9日 掲示済)

天理市告示第359号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年11月9日

3 移動対象区域

天理市川原城町760番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年11月9日から平成28年1月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年11月11日 掲示済)

天理市告示第360号

平成27年12月10日 木曜日

天理市公報

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年11月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年11月11日から平成28年1月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年11月12日 揭示済)

天理市告示第361号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成27年4月1日から平成27年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成27年11月12日

天理市長 並 河 健

平成27年度上半期天理市水道事業報告書

(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ198戸（0.8％）増加の23,651戸となりましたが、給水人口は、401人（0.6％）減少の67,210人となりました。また、有収水量は、130,731m³（2.9％）減少の4,350,735m³となりました。

(建設改良)

建設改良工事としましては、柳本町・指柳町・前栽町地内での配水管改良工事や別所町・佐保庄町・乙木町地内での配水管布設工事を行いました。また、豊田町・石上町地内での配水施設更新工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、水道料金を改定したこと等により、給水収益が前年同期に比べ49,070,165円（4.3％）減少の1,100,291,195円となりましたが、受取利息等が増加したことにより、当期収入合計は、前年同期に比べ46,982,073円（3.8％）減少の1,175,703,066円となりました。

一方費用は、受水費、修繕費等が増加したことにより、前年同期に比べ24,425,890円（2.7％）増加の927,347,077円となりました。この結果、上半期の損益収支は248,355,989円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定 例 第 2 回	報 告 第 2 号	平成26年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	H27. 06. 12
定 例 第 3 回	議 案 第 55 号	平成26年度天理市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	H27. 09. 29
定 例 第 3 回	認定案第7号	平成26年度天理市水道事業会計決算認定について	H27. 09. 29

(3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

(4) 職員に関する事項

平成27年9月30日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	12	15	5	32

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

天理市水道事業給水条例の一部改正について

天理市水道給水料金

1. 専用給水装置（計量制）

上段かっこ書きは旧料金、下段は新料金

メーター口 径（ミリ メートル）	最低料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	料金	20立方メートルまで
20	(20立方メートルまで)	(3,740) 円	(一) 円
	12立方メートルまで	2,300	180

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額1,000万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
(26年度繰越 配水管改良工事費)		
指柳町・前栽町地内 φ100mm配水管改良工事	43,698,960	
柳本町地内 φ100～75mm配水管改良工事	13,740,840	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	67,210	67,611	△ 401	99.4
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,651	23,453	198	100.8
上 半 期 配 水 量 (m³)	4,765,516	4,819,292	△ 53,776	98.9
上 半 期 有 収 水 量 (m³)	4,350,735	4,481,466	△ 130,731	97.1
上 半 期 有 収 水 量 率 (%) (上半期有収水量/上半期配水量)	91.3	93.0	△ 1.7 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,175,703,066	1,222,685,139	△ 46,982,073	96.2
営 業 収 益	1,101,223,045	1,150,355,510	△ 49,132,465	95.7
営 業 外 収 益	74,480,021	72,329,629	2,150,392	103.0
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	927,347,077 13,748,000	902,921,187 0	24,425,890 13,748,000	102.7 —
営 業 費 用 (うち、繰越分)	874,944,117 13,748,000	825,391,048 0	49,553,069 13,748,000	106.0 —
営 業 外 費 用	52,267,240	57,722,859	△ 5,455,619	90.5
特 別 損 失	135,720	19,807,280	△ 19,671,560	0.7
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水 道 事 業 収 益	2,454,176,000	1,249,355,783	1,204,820,217
	営 業 収 益	2,307,455,000	1,174,838,409	1,132,616,591
	営 業 外 収 益	146,719,000	74,517,374	72,201,626
	特 別 利 益	2,000	0	2,000
支 出	水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	2,325,827,000 46,278,000	964,541,069 14,847,840	1,361,285,931 31,430,160
	営 業 費 用 (うち、繰越分)	2,181,025,000 46,278,000	912,128,386 14,847,840	1,268,896,614 31,430,160
	営 業 外 費 用	143,528,000	52,268,027	91,259,973
	特 別 損 失	274,000	144,656	129,344
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本的収入	375,855,000	24,976,950	350,878,050
	負 担 金	13,766,000	0	13,766,000
	分 担 金	50,409,000	19,141,950	31,267,050
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補 助 金	11,670,000	5,835,000	5,835,000
	投 資 償 還 金	300,000,000	0	300,000,000
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,484,292,640 271,251,640	255,607,937 71,056,440	1,228,684,703 200,195,200
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	890,585,640 271,251,640	110,028,822 71,056,440	780,556,818 200,195,200
	・ 企 業 債 償 還 金	293,707,000	145,579,115	148,127,885
	投 資	300,000,000	0	300,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
3,265,639,121	0	145,579,115	3,120,060,006

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成27年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,100,291,195		
(2) 受託工事収益	0		
(3) その他営業収益	<u>931,850</u>	1,101,223,045	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	450,107,552		
(2) 配水及び給水費	47,203,025		
(3) 受託工事費	0		
(4) 総係費	62,291,286		
(5) 減価償却費	315,341,000		
(6) 資産減耗費	1,254		
(7) その他営業費用	<u>0</u>	<u>874,944,117</u>	
営業利益			226,278,928
3 営業外収益			
(1) 受取利息	2,246,432		
(2) 他会計補助金	2,104,000		
(3) 長期前受金戻入	69,552,000		
(4) 雑収	<u>577,589</u>	74,480,021	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	52,179,705		
(2) 雑支出	<u>87,535</u>	<u>52,267,240</u>	<u>22,212,781</u>
経常利益			248,491,709
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>135,720</u>	<u>135,720</u>	<u>△135,720</u>
当期純利益			248,355,989
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>248,355,989</u></u>

平成27年度 上半期天理市水道事業貸借対照表

(平成27年 9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275,477	
ロ 建物	1,398,560,954		
減価償却累計額	<u>△540,041,520</u>	858,519,434	
ハ 構築物	21,509,956,818		
減価償却累計額	<u>△10,477,438,832</u>	11,032,517,986	
ニ 機械及び装置	3,877,764,090		
減価償却累計額	<u>△3,214,310,165</u>	663,453,925	
ホ 車両及び運搬具	27,702,159		
減価償却累計額	<u>△19,100,922</u>	8,601,237	
ヘ 工具、器具及び備品	68,251,887		
減価償却累計額	<u>△55,372,880</u>	12,879,007	
ト 量水器	77,451,517		
減価償却累計額	<u>△37,911,765</u>	39,539,752	
チ リース資産	1,488,375		
減価償却累計額	<u>△1,087,790</u>	400,585	
リ 建設仮勘定		<u>111,270,246</u>	
有形固定資産合計			13,248,457,649

(2) 投 資

イ その他投資	<u>900,000,000</u>		
投資合計		<u>900,000,000</u>	
固定資産合計			14,148,457,649

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		2,337,982,831	
(2) 未収金	334,246,103		
貸倒引当金	<u>△16,430,024</u>	317,816,079	
(3) 貯蔵品		5,625,116	
(4) 前払費用		1,344	
(5) 前払金		38,555,320	
(6) その他流動資産		<u>44,479,063</u>	
流動資産合計			<u>2,744,459,753</u>
資産合計			<u>16,892,917,402</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

2,971,932,963

2,971,932,963

企業債合計

(2) リース債務

129,233

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金

434,037,774

ロ 修繕引当金

418,004,361

引当金合計

852,042,135

固定負債合計

3,824,104,331

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

148,127,043

148,127,043

企業債合計

(2) リース債務

291,416

(3) 未 払 金

80,489,679

(4) 前 受 金

6,612,840

(5) その他流動負債

イ 預 り 金

110,581,896

ロ その他流動負債

75,074,667

その他流動負債合計

185,656,563

流動負債合計

421,177,541

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

2,771,228,007

(2) 長 期 前 受 金

収益化累計額

△ 204,701,657

繰延収益合計

2,566,526,350

負債合計

6,811,808,222

資 本 の 部

6 資 本 金

8,525,101,960

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

5,313,558

ロ 工事負担金

305,498,064

ハ 分 担 金

46,256,379

ニ 寄 附 金

487,031,965

資本剰余金合計

844,099,966

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

463,551,265

ロ 当 期 未 処 分 金

248,355,989

利益剰余金合計

711,907,254

剰余金合計

1,556,007,220

資本合計

10,081,109,180

負債資本合計

16,892,917,402

平成27年度上半期天理市下水道事業報告書

(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、下水道事業の整備が進み、前年同期に比べ319戸(1.6%)増加の20,330戸となりました。また、排水量は41,654m³(1.0%)減少の4,230,547m³となりました。

(建設改良)

建設拡張工事としては、公共樹の設置工事を市内各地で行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、下水道使用料収入は前年同期に比べ14,905,780円(2.4%)減少の620,376,659円となりましたが、受取利息、他会計補助金等が増加したことにより、当期収入合計は、前年同期に比べ9,273,278円(0.6%)減少の1,480,434,616円となりました。

一方費用は、支払利息、修繕費等が減少したことにより、前年同期に比べ29,531,809円(2.4%)減少の1,193,031,244円となりました。この結果、上半期の損益収支は287,403,372円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、市民の生活環境向上に努める所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定 例 第 2 回	報 告 第 3 号	平成26年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	H27. 06. 12
定 例 第 3 回	議 案 第 56 号	平成26年度天理市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	H27. 09. 29
定 例 第 3 回	認定案第 8 号	平成26年度天理市下水道事業会計決算認定について	H27. 09. 29

(3) 行政官庁認可事項

申 請 年 月 日	件 名	申 請 先	許 可 等 年 月 日
平成27年 4 月 9 日	平成27年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	平成27年 4 月 9 日

(4) 職員に関する事項

平成27年 9 月30日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	5	7	2	14

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

(契約金額200万円以上)

工 事 名	金 額（円）	備考
(26年度繰越 公共下水道長寿命化整備費 補償費) 長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区） ガス管支障移設	2,814,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
9月末排水戸数 (戸)	20,330	20,011	319	101.6
上半期排水量 (m³)	4,230,547	4,272,201	△ 41,654	99.0

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下水道事業収益	1,480,434,616	1,489,707,894	△ 9,273,278	99.4
営業収益	634,169,291	650,765,553	△ 16,596,262	97.4
営業外収益	846,265,325	838,942,341	7,322,984	100.9
特別利益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下水道事業費用 (うち、繰越分)	1,193,031,244 0	1,222,563,053 4,696,000	△ 29,531,809 △ 4,696,000	97.6 —
営業費用 (うち、繰越分)	948,334,440 0	950,520,605 4,696,000	△ 2,186,165 △ 4,696,000	99.8 —
営業外費用	244,630,374	263,344,198	△ 18,713,824	92.9
特別損失	66,430	8,698,250	△ 8,631,820	0.8
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	3,054,230,000	1,521,997,831	1,532,232,169
	営 業 収 益	1,347,474,000	675,718,067	671,755,933
	営 業 外 収 益	1,706,755,000	846,279,764	860,475,236
	特 別 利 益	1,000	0	1,000
支 出	下 水 道 事 業 費 用	2,636,939,000	1,216,946,637	1,419,992,363
	営 業 費 用	2,123,803,000	972,245,261	1,151,557,739
	営 業 外 費 用	512,051,000	244,630,485	267,420,515
	特 別 損 失	85,000	70,891	14,109
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	466,490,000 34,525,000	162,910,570 0	303,579,430 34,525,000
	負 担 金	19,266,000	1,143,770	18,122,230
	補 助 金 (うち、繰越分)	434,295,000 34,525,000	160,383,000 0	273,912,000 34,525,000
	長期貸付金回収金	2,929,000	1,383,800	1,545,200
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,911,727,144 79,963,144	781,918,167 4,629,480	1,129,808,977 75,333,664
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	366,156,144 79,963,144	19,735,251 4,629,480	346,420,893 75,333,664
	長 期 貸 付 金	10,000,000	0	10,000,000
	企 業 債 償 還 金	1,532,625,000	762,182,916	770,442,084
	その他資本的支出	2,946,000	0	2,946,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
21, 120, 324, 817	0	762, 182, 916	20, 358, 141, 901

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成27年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	620,376,659		
(2) 他会計負担金	13,732,332		
(3) その他営業収益	<u>60,300</u>	634,169,291	
2 営業費用			
(1) 管渠費	15,546,345		
(2) 農業集落排水施設維持費	5,230,813		
(3) 雨水ポンプ場費	1,694,498		
(4) 流域下水道維持管理負担金	262,676,684		
(5) 業務費	17,058,076		
(6) 総係費	34,111,024		
(7) 減価償却費	612,017,000		
(8) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>948,334,440</u>	
営業損失			314,165,149
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,302,414		
(2) 他会計補助金	642,119,500		
(3) 県補助金	0		
(4) 長期前受金戻入	202,435,000		
(5) 雑収益	<u>408,411</u>	846,265,325	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	<u>244,630,374</u>	<u>244,630,374</u>	<u>601,634,951</u>
経常利益			287,469,802
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>66,430</u>	<u>66,430</u>	<u>△66,430</u>
当期純利益			287,403,372
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>287,403,372</u></u>

平成27年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(平成27年 9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		137,328,938	
ロ 建物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>△27,693,876</u>	163,264,161	
ハ 構築物	42,792,275,848		
減価償却累計額	<u>△5,810,815,813</u>	36,981,460,035	
ニ 機械及び装置	1,300,913,851		
減価償却累計額	<u>△369,225,691</u>	931,688,160	
ホ 車両及び運搬具	2,281,568		
減価償却累計額	<u>△778,072</u>	1,503,496	
ヘ 工具、器具及び備品	6,239,346		
減価償却累計額	<u>△2,061,970</u>	4,177,376	
ト リース資産	711,824		
減価償却累計額	<u>△563,342</u>	148,482	
チ 建設仮勘定		<u>47,357,616</u>	
有形固定資産合計			38,266,928,264
(2) 無形固定資産			
イ 地上権		176,102	
ロ 電話加入権		260,000	
ハ 施設利用権		<u>1,854,573,787</u>	
無形固定資産合計			1,855,009,889
(3) 投 資			
イ 長期貸付金		4,917,160	
ロ 基金		<u>43,699,040</u>	
投資合計			<u>48,616,200</u>
固定資産合計			40,170,554,353
2 流 動 資 産			
(1) 現金預金		1,016,307,379	
(2) 未収金	269,493,292		
貸倒引当金	<u>△6,721,404</u>	262,771,888	
(3) 前払金		30,762,000	
(4) その他流動資産		<u>24,331,054</u>	
流動資産合計			<u>1,334,172,321</u>
資産合計			<u><u>41,504,726,674</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債19,587,700,153

企業債合計

19,587,700,153

(2) リース債務

73,554

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金

27,101,419

引当金合計

27,101,419

固定負債合計

19,614,875,126

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債770,441,748

企業債合計

770,441,748

(2) リース債務

88,076

(3) 未 払 金

9,675,008

(4) 前 受 金

10,200,000

(5) その他流動負債

イ 預 り 金

228,024,465

ロ その他流動負債

41,563,215

その他流動負債合計

269,587,680

流動負債合計

1,059,992,512

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

13,466,825,395

(2) 長 期 前 受 金
収益化累計額△ 611,862,034

繰延収益合計

12,854,963,361

負債合計

33,529,830,999

資 本 の 部

6 資 本 金

7,500,653,600

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

1,380,787

ロ 国庫補助金

167,433,365

ハ 県補助金

18,024,551

資本剰余金合計

186,838,703

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 期 未 処 分
利益剰余金287,403,372

利益剰余金合計

287,403,372

剰余金合計

474,242,075

資 本 合 計

7,974,895,675

負債資本合計

41,504,726,674

(平成27年11月12日 揭示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年11月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年11月12日から平成28年1月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年11月13日 揭示済)

天理市告示第363号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年11月13日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年11月13日 揭示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年11月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年11月13日から平成28年1月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年11月16日 揭示済)

天理市告示第365号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年11月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年11月16日から平成28年1月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年11月17日 揭示済)

天理市告示第366号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年11月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年11月17日から平成28年1月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年11月18日 揭示済)

天理市告示第367号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年11月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年11月18日から平成28年1月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年11月19日 揭示済)

天理市告示第368号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年11月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年11月19日から平成28年1月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年11月20日 揭示済)

天理市告示第369号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成27年11月20日

天理市長 並河 健

保護日時 平成27年11月20日
保護場所 天理市西井戸堂町
種類 雑種
性別 雄
毛色 茶
体格 中
首輪 青色（チェーンリード付）
その他、特徴 無
犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

（平成27年11月20日 揭示済）

天理市告示第370号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年11月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成27年11月20日から平成28年1月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - （2）返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成27年11月24日 揭示済）

天理市告示第371号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年11月24日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成27年11月24日から平成28年1月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - （2）返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年11月25日 揭示済)

天理市告示第372号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年11月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成27年11月25日 揭示済)

天理市告示第373号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年11月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年11月25日 揭示済)

天理市告示第374号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年11月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年11月25日から平成28年1月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年11月26日 揭示済)

天理市告示第375号

野外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成27年11月26日

天理市長 並 河 健

整理 番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	コウシン不動産	はり札	4	田井庄町	H27. 11. 20	H27. 11. 20	市役所 地下駐車場
2	アパマンショップ	はり札	3	櫛本町			
3	前川ホーム	のぼり	1	東井戸堂町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001(内線330)

(平成27年11月26日 揭示済)

天理市告示第376号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月26日

天理市長 並 河 健

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 移動日
平成27年11月26日
 - 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 返還期間及び返還時間
 - 返還期間
平成27年11月26日から平成28年1月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年11月27日 揭示済)

天理市告示第377号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月27日

天理市長 並 河 健

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 移動日
平成27年11月27日
- 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 返還期間及び返還時間
 - 返還期間
平成27年11月27日から平成28年1月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成27年11月30日 掲示済）

天理市告示第378号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年11月30日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年11月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成27年11月30日から平成28年1月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成27年12月1日 掲示済）

天理市告示第379号

平成27年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年12月1日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 平成27年12月8日

2 場 所 天理市役所議事場

（平成27年12月1日 掲示済）

天理市告示第380号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月1日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成27年11月30日

3 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成27年12月1日から平成28年5月31日まで

（2） 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

（1） 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

（2） 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年12月 1 日 揭示済)

天理市告示第381号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年12月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成27年12月 1 日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成27年12月 1 日から平成28年 1 月29日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの期間を除く。）

- (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年12月 2 日 揭示済)

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年12月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成27年12月 2 日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成27年12月 2 日から平成28年 1 月30日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの期間を除く。）

- (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年12月 2 日 揭示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同

条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年12月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年12月 2 日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町606番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年12月 2 日から平成28年 1 月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年12月 2 日 揭示済)

天理市告示第384号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年12月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年12月 2 日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町17番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年12月 2 日から平成28年 1 月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年12月 3 日 揭示済)

天理市告示第385号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年12月 3 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年12月 3 日 揭示済)

天理市告示第386号

平成27年12月10日 木曜日

天理市公報

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年12月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年12月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年12月3日から平成28年1月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年12月4日 揭示済)

天理市告示第387号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年12月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年12月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年12月4日から平成28年2月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成27年11月13日 揭示済)

天理市公告第36号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成27年12月13日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成27年12月13日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成27年11月13日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成27年11月13日（公告年月日）
至 平成27年12月13日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

（平成27年11月24日 揭示済）

天理市公告第37号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成27年11月24日

天理市長 並 河 健

なお、その県警書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

（平成27年12月1日 揭示済）

天教告示第16号

平成27年12月4日 午後1時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年12月1日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

（平成27年11月25日 揭示済）

天農委告示第12号

平成27年12月4日 午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成27年11月25日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

記

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
議案第2号 農地法第5条に関する申請について
議案第3号 その他

- ① 市街化区域の専決処分について（報告）
- ② 生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

選挙管理委員会

（平成27年12月2日 揭示済）

天選告示第47号

平成27年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,053 人
6分の1の数 8,773 人
3分の1の数 17,546 人

公営企業

(平成27年11月19日 揭示済)

天理市上下水道局告示第13号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について
平成27年11月19日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。
平成27年11月19日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商号 (有) 北西工業
代表者 河島 信行
住所 奈良県奈良市西九条町2丁目2-22

(平成27年11月25日 揭示済)

天理市上下水道局告示14号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成27年11月25日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成27年11月25日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

天理市指定給水装置工事事業者

商号 日本ハウジング設備工業 (株)
代表者 森 義治
住所 奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1

(平成27年12月1日 揭示済)

天理市上下水道局告示15号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成27年12月1日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成27年12月1日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

天理市指定給水装置工事事業者

商号 三菱電機システムサービス (株)
代表者 佐久目 誠記
住所 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

(平成27年11月19日 揭示済)

天理市上下水道局公告第37号

天理市指定下水道工事店の廃止について
平成27年11月19日付をもって下記の天理市指定下水道工事店は廃止したので公告する。
平成27年11月19日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

廃止天理市指定下水道工事店

商号 (有) 北西工業

代表者 河島 信行
住 所 奈良県奈良市西九条町2丁目2-22

(平成27年11月25日 掲示済)

天理市上下水道局公告38号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成27年11月25日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成27年11月25日

天理市上下水道事業管理者

藤田 俊史

天理市指定下水道工事店

商 号 日本ハウジング設備工業 (株)
代表者 森 義治
住 所 奈良県大和郡山市美濃庄町338番地の1

(平成27年11月27日 掲示済)

天理市上下水道局公告第39号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年11月27日

天理市上下水道事業管理者

藤田 俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 $\phi 100\text{mm}$ 配水管改良工事
(2) 工事場所 天理市田井庄町地内
(3) 工事概要 (本工事)
 $\phi 100\text{mm}$ ポリエチレン管布設工 $L = 182.0\text{m}$
 $\phi 75\text{mm}$ ポリエチレン管布設工 $L = 242.0\text{m}$
 $\phi 50\text{mm}$ ポリエチレン管布設工 $L = 73.0\text{m}$
 $\phi 25\text{mmH I V P}$ 管布設工 $L = 43.0\text{m}$
本設公道分岐工 $N = 32$ 箇所
(舗装工事)
本復旧工 $S = 1,490\text{m}^2$
(4) 工 期 平成28年5月31日まで
(5) 予定価格 39,400,560 円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
(6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。)
設定有り。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。) に対して天理市建設工事執行規則 (昭和48年2月天理市規則第4号) 第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書 (様式第1号) を提出している土木工事の資格を有する建設業者 (市内に本店又は営業所 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。) を有するもの) であって、次の(2) から(4) に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
(2) 次の条件をすべて満たしていること。
① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 局が平成27年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成27年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
- ⑥ 本競争入札参加資格の確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑨ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名 称 株式会社 日産技術コンサルタント 奈良事務所
所在地 奈良県大和郡山市小泉町1905-60

第3 入札担当部課

天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。
天理市上下水道局ホームページからダウンロード可能。

第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を下記のとおり提出し、上下水道事業管理者から競争入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第6 仕様書の公開

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 第3に同じ。

第7 質問書の提出

仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記のとおり提出すること。

- ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 質問書に対する回答
別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課にて閲覧に供する。

第8 入札書の提出等

- (1) 競争入札参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名 住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 入札書を送付しなかったとき又は入札書が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札書の提出
 - ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行

第9 開札

- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第10 落札者の決定

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領(以下「要領」という。)別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
 - ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第11 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

第12 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第13 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

別表（入札日程）

φ100mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年11月27日（金）から 平成27年12月4日（金）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成27年11月27日（金）から 平成27年12月4日（金）まで
質問書の提出期限	平成27年12月8日（火） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争入札参加資格確認 の結果の通知日	平成27年12月10日（木）
質問書への回答日	平成27年12月10日（木）
競争入札参加資格がないとした場 合の説明要望書提出期限	平成27年12月14日（月）
競争入札参加資格がないとした場 合の当該理由の回答日	平成27年12月16日（水）
入札書提出期限	平成27年12月21日（月）
開札の日時	平成27年12月22日（火）午前10時
くじを行う場合の日時	平成27年12月22日（火）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成27年12月1日揭示済）

天理市上下水道局公告第40号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年12月1日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第5処理分区	柳本町の一部